

広島地方裁判所尾道支部 令和●●年(〇〇)第●●号 債権仮差押異議申立事件  
国側当事者・国  
令和4年3月1日認可・確定

決 定

債権者	国
同代表者法務大臣	古川 禎久
同指定代理人	青山 耕治
同	正木 一紀
同	城 明男
同	寺本 正昭
同	渡邊 洋貴
同	高田 美菜
債務者	Y株式会社
同代表者代表取締役	A

主 文

- 1 債権者と債務者間の当庁令和●●年(〇〇)第●●号債権仮差押命令申立事件について、当裁判所が令和3年10月18日にした仮差押決定を認可する。
- 2 申立費用は債務者の負担とする。

理 由

第1 事案の概要

1 本件は、国である債権者が、広島国税局長が、国税の滞納者であるB株式会社が同社の取締役であったC(以下「C」という。)に対して金銭の返還債務を免除したことからCが国税徴収法39条に基づき第二次納税義務を負うとして、同法32条1項前段に基づく納付通知書による告知処分を行ったことを受け、国税徴収法47条1項及び同法62条の規定に基づき、Cが債務者に対して有する債務者との間の債務承認弁済契約(以下「本件債務承認契約」という。)に基づく金銭支払請求権(以下「本件差押債権」という。)を差し押さえた(以下「本件差押」という。)ことにより同法67条1項に基づく取立権を取得したものとして、本件差押債権を被保全権利とし、債務者が第三債務者に対して有する債権を仮に差し押さえ、第三債務者が債務者に対して仮差押に係る債務の支払をしてはならない旨の仮差押命令の申立てをした事案である。

当裁判所がこれを認容する旨の決定をしたのに対し、債務者が保全異議を申し立てた。

2 主要な争点及び当事者の主張

本件の主要な争点は、被保全権利の存否及び保全の必要性である。

債権者の主張は「債権仮差押命令申立書」及び令和4年1月11日付け答弁書記載のとおりであるのでこれらを引用する。

債務者の主張は、「保全異議申立書」、令和3年12月2日付け「訂正申立書」及び令和3年12月16日付け答弁書記載のとおりであるのでこれらを引用するが、これに加えて審尋の結果を踏まえると、要するに、債権者が本件債務承認契約の根拠として提出する債務承認弁済契約書（疎甲6）は偽造されたものであって本件差押債権は存在しないし、仮にこれが存在していたとしても、本件差押債権は、債務者とCとの間で令和元年8月1日に書面で締結した相殺契約によって消滅しているから、いずれにせよ被保全債権は存在しない、また、保全の必要性も認められない旨主張するものである。

## 第2 当裁判所の判断

### 1 前提事実

当事者に争いのない事実及び一件記録により容易に認められる事実は以下のとおりである。

#### (1) 当事者

ア 債権者は国である。

イ 債務者は、土木工事業及び建築工事業等を目的とする株式会社である（疎甲4）。

ウ B株式会社は、電気工事業、通信設備工事業等を目的とする株式会社である（疎甲1）。

エ Cは、平成28年7月20日、債務者の代表取締役及び取締役に就任したが、令和元年7月10日に代表取締役を辞任した（疎甲4）。

#### (2) 本件差押に至る経緯

ア B株式会社は、納期限を徒過した法人税等からなる合計2600万6428円の租税債権（以下「本件租税債権」という。）を有していた（疎甲2）。

イ 広島国税局長は、B株式会社が、Cが同社に対して有していた合計4183万5483円の債務について、平成29年8月8日から同年11月20日までの間に債務免除を行ったところ、B株式会社は本件租税債権に充てるべき十分な財産を有しておらず、B株式会社に滞納処分を執行してもなお本件租税債権に不足すると認められ、また、上記債務免除がなければその徴収不足は生じなかったと認められるとして、平成31年2月14日付けで、Cに対し、国税徴収法39条に基づき、第二次納税義務に係る納付通知書による告知処分を行った（疎甲3）。

ウ 債務者は、同年1月30日に行った法人税の確定申告において、Cからの1089万1838円の借入金がある旨申告した（疎甲5）。

Cが債務者に対して支払期限は定めずに1085万4351円の支払義務があることを承認する内容の債務承認弁済契約書が令和元年6月6日付けで作成されている（疎甲6）。

債権者は、同日、上記債務承認弁済契約書に基づき、Cが債務者に対し、1085万4351円の本件差押債権を有していることを前提として、国税徴収法47条1項及び同法62条の規定に基づき、本件差押債権について本件差押を行った（疎甲7）。

広島国税局長は、同年9月18日、債務者に対し、本件差押債権について同月27日までに支払うよう求める旨記載した履行催告書を簡易書留郵便送付しており、遅くとも同月20日までに、債務者は当該催告書を受領した。

### 2 被保全権利について

(1) 上記1によれば、本件債務承認契約が成立し、本件差押債権が存在すること及びこれについて債権者が取立権を取得したことが一応認められる。

これに対し、債務者は、債務者とCとの間の債務承認弁済契約書（疎甲6）は偽造された

ものであり、本件差押債権は存在しない旨主張する。しかしながら、当該債務承認弁済契約書の記載内容、体裁自体からはこれが債務者とCにおいて作成されたものであることについて特段疑問を生じさせる点はなく、債務者の主張や債務者の提出する資料によってもその成立の真正について直ちに疑いが生じるものともいえない。また、本件債務承認契約の内容は、債務者が確定申告書においてCに対する債務を負っている旨申告していたこと（疎甲5号証）と整合するものであるし、C本人が本件差押について何らかの不服を申し立てたことはうかがわれないことからすれば、債務者の主張を踏まえても、上記の判断は覆らない。

(2) また、債務者は、本件差押後、Cとの間で令和元年8月1日に相殺契約書（乙7）に基づく相殺契約を締結しているところ、これにより、債務者のCに対する債務と、①債務者がCに対して有する貸付金合計446万7664円及び②債務者の代表者であるAのCに対する貸付金1112万5662円とが相殺され、本件差押債権は消滅したものと主張している。

しかしながら、債務者が主張する上記①②のCに対する債権については、債務者が主張の根拠とする相殺契約書（乙7）における記載は、債務者の決算報告書（乙1、乙2の3）の令和元年8月1日の欄に記載されている相殺の対象とされた債権の内容や金額と整合しない部分があるし、また、債務者が同年12月11日付けで広島国税局長宛てに提出した相殺に関する主張書面（疎甲17）の記載内容とも整合していない。さらに、上記①については、そもそも上記相殺契約書（乙7）の記載自体において、貸付金合計残額として記載されている金額と、その明細として記載されている金額の合計額とが整合しておらず、矛盾が生じているし、平成31年2月27日の160万円の貸付け以外は、債権の存在について直接に裏付ける資料も提出されていない。160万円の貸付けについては、一応借用書（乙6）が提出されているものの、当該借用書には貸付けを行ったのが誰かについての記載はされておらず、これによって債務者からの貸付けの事実が直ちに裏付けられるものではない。以上の事情に鑑みれば、債務者が主張する相殺契約において相殺の対象としたとされる上記①及び②の債権は、いずれもその存在自体が疑わしいものと言わざるを得ない。

さらに言えば、上記債務者が主張する相殺契約は、本件差押処分後にされたものであるところ、少なくとも、上記②のAの債務とCの債務者に対する債権とを消滅させる合意は、そもそも民法上の相殺の概念に含めることは相当でなく、債務者の代表者による相殺への期待を保護すべきものともいえないことから、当該合意を差押債権者に対抗することはできないと考えられる。したがって、少なくともこの部分については本件差押に優先するものではないことも明らかである。

以上からすれば、本件差押債権については、相殺契約によって消滅していないものと一応認められる。

(3) 以上からすれば、被保全権利の存在については一応認めることができる。

### 3 保全の必要性について

一件記録によれば、債務者には第三債務者らに対する仮差押債権以外に見るべき資産がなく、債務者が本件差押債権の履行を拒んでいることが認められ、保全の必要性も認められる。

### 4 結論

よって、本件仮差押命令申立ては理由があるから、これを認容した原決定を認可することとし、主文のとおり決定する。

令和4年3月1日  
広島地方裁判所尾道支部  
裁判官 藤根 桃世